

平 29 . 9 . 26  
総 1 1 - 3

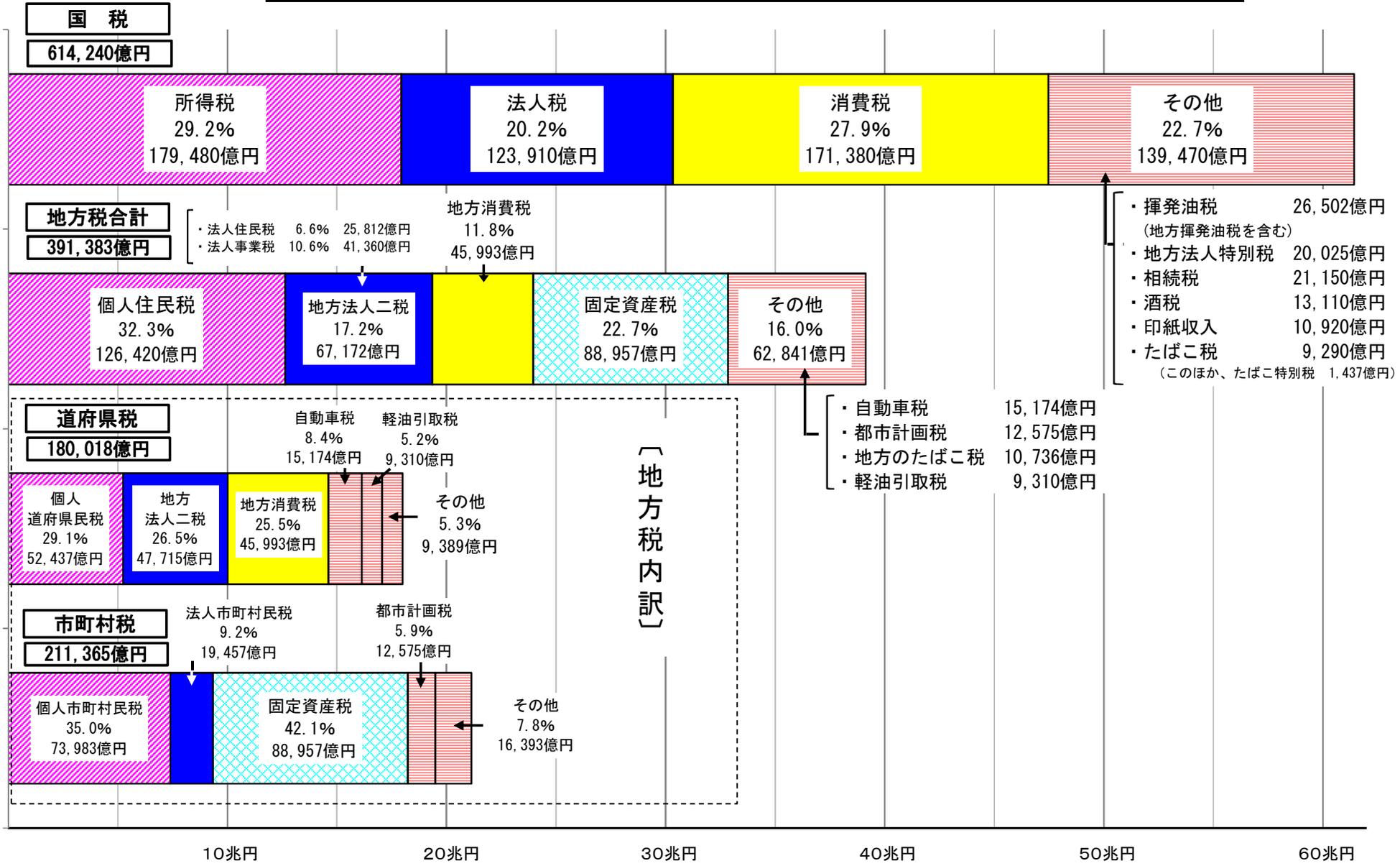
# 説 明 資 料

## 〔地方税務行政の現状〕

平成 29 年 9 月 26 日 (火)

総 務 省

# 国税・地方税の主な税目と税収(平成29年度予算・地方財政計画額)



- ・揮発油税 26,502億円  
(地方揮発油税を含む)
- ・地方法人特別税 20,025億円
- ・相続税 21,150億円
- ・酒税 13,110億円
- ・印紙収入 10,920億円
- ・たばこ税 9,290億円  
(このほか、たばこ特別税 1,437億円)

- ・自動車税 15,174億円
- ・都市計画税 12,575億円
- ・地方のたばこ税 10,736億円
- ・軽油引取税 9,310億円

〔地方税内訳〕

(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 2 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 3 このほか、法人事業税(道府県税)が暫定措置として譲与税化されている地方法人特別譲与税(19,887億円)がある。

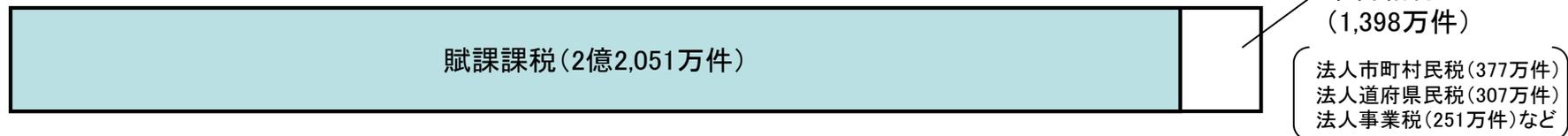
# 地方税の課税・徴収方法

## ○ 地方税全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税の方法により課税。

\* 賦課課税・・・課税団体(市区町村、都道府県)が、課税対象に係る情報を把握し、税額を決定して納税者に通知することで課税する仕組み。

\* 申告納付・・・納税者側が、納付すべき税の税額を自ら算出・申告し、あわせてその申告に係る税を納付する仕組み。

課税  
方法

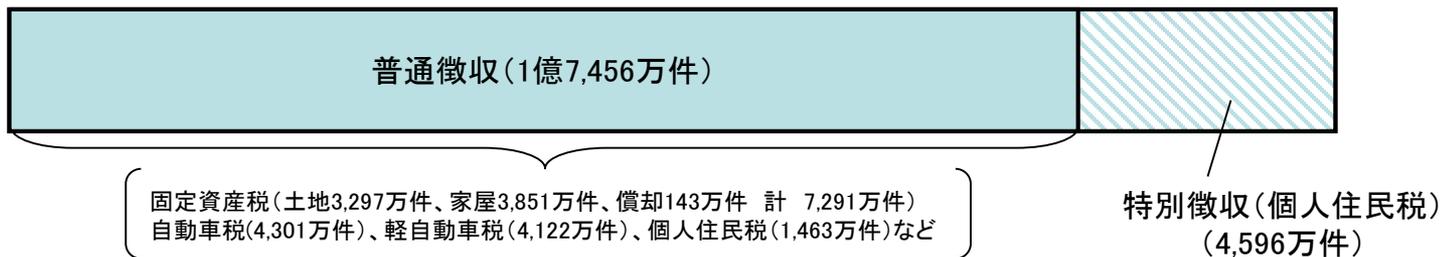


## ○ 賦課課税の税目は、普通徴収又は特別徴収の方法により徴収。

\* 普通徴収・・・課税団体(市区町村、都道府県)が、納税者に納税通知書を交付し、納税者が通知された金額を納付する仕組み。

\* 特別徴収・・・特別徴収義務者(給与支払者等)が、納税者から天引き等の形で徴収した税を課税団体に納入する仕組み。

徴収  
方法



- (注) 1. 平成27年度課税状況調等による。  
2. 地方消費税及び法定外税については含んでいない。  
3. 固定資産税は、免税点以上の納税義務者数を課税件数とした。  
4. 申告納付には、特別徴収義務者が申告納入する税目(軽油引取税、ゴルフ場利用税等)を含む。

## (1) 徴収事務の共同処理

- ・徴収困難な滞納案件等について、小規模な市町村ごとに徴収を行うよりも効率的・集中的な徴収や滞納処分等を行うため、一部事務組合等を設立。
- ・小規模な市町村において、徴収率の向上や税務職員のスキルアップに効果的な手法の一つとして活用。
- ・平成28年7月現在、徴収事務を共同処理する組織数43（一部事務組合21、広域連合5、任意組織17）

## (2) 徴収率（現年分）の向上のための取組

- ・徴収に関するノウハウを有する民間事業者の活用（滞納者に対する自主的納付の呼びかけ 等）。平成28年7月現在、電話による自主的納付の呼びかけ業務は、14都府県、171市区町村において実施。
- ・個人住民税の特別徴収義務者を一斉に指定。都道府県と域内市町村の連携も進んでおり、平成28年度までに27都道府県が一斉指定を実施。

## (3) 効率的・効果的な滞納整理の手法

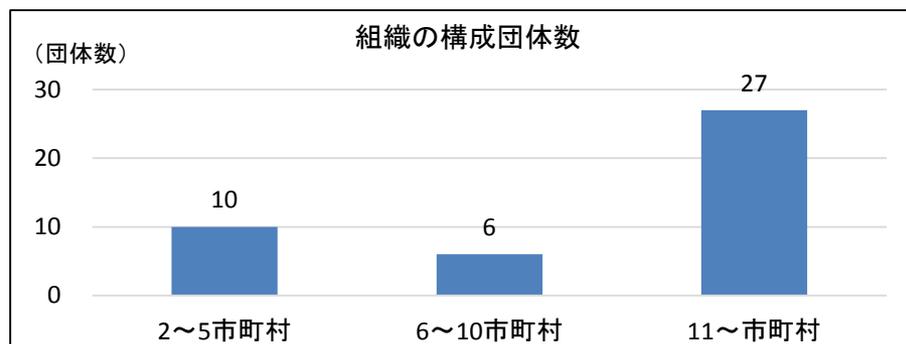
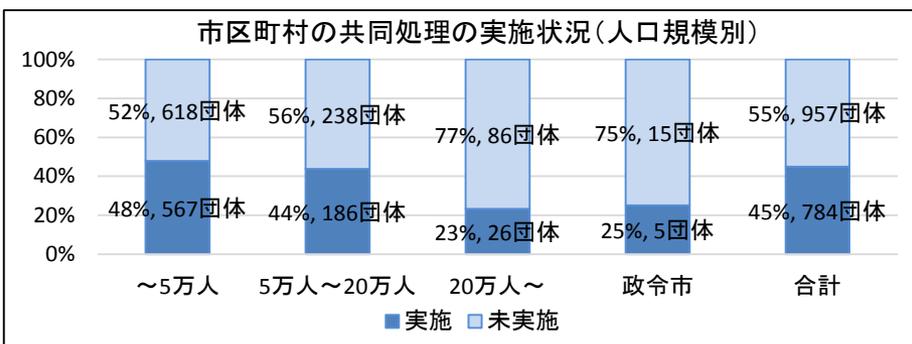
- ・滞納者が保有する自動車に対する差押えとしてタイヤロックやミラーズロックを導入することで、自主的な納付を促進。
- ・民間事業者のインターネットオークションを活用した差押財産の公売を実施することで、落札の可能性向上、公売事務の簡素化等の効果。

## (4) 収納手段の多様化

- ・口座振替、コンビニ収納、クレジットカード納付、電子納税（ペイジー）など収納手段が多様化。平成28年7月現在、コンビニ収納は、47都道府県、1,072市区町村において実施。
- ・道府県税では、自動車税における収納手段の多様化が進んでおり、市町村税では、口座振替やコンビニ収納の導入率が高い。

# (1) 徴収事務の共同処理 ①

- 徴収事務の共同処理は、特に中小の市町村において、徴収率の向上や税務職員のスキルアップに効果的な手法の一つとして活用されている。
- 徴収事務の効率化や税務職員のスキルアップに効果的との意見がある一方で、共同処理組織への移管事案の減少に伴う費用対効果が課題といった意見がある。
- 共同処理組織による収納額も含めた構成団体の徴収率(滞納繰越分)をみると、その平均は上昇傾向にある。



## 事例① 京都地方税機構

設立年月日 平成21年8月設立(平成22年1月より開始)  
 構成団体 京都府及び府内25市町村で構成  
 組織 本部及び9カ所の地方事務所  
 職員215名(府(126名)及び市町村(89名)からの派遣)  
 移管案件 原則全ての案件  
 取組実績(H27) 機構への移管総額 203億9,300万円  
 機構による収納額 99億7,700万円

## 事例② 静岡地方税滞納整理機構

設立年月日 平成20年1月設立(平成20年4月より開始)  
 構成団体 静岡県及び県内全35市町で構成  
 組織 職員17名(県(3名)及び市町(14名)からの派遣)  
 顧問4名(弁護士、国税OB、警察OB、銀行員)  
 移管案件 特に徴収が困難な案件  
 取組実績(H27) 機構への移管総額 17億9,200万円  
 機構による収納額 7億6,100万円

### <京都地方税機構の構成団体の徴収率(滞納繰越分)の平均>

H21(開始前)	H25	H26	H27
23.8%	33.5%	34.4%	35.7%

### <静岡地方税滞納整理機構の構成団体の徴収率(滞納繰越分)の平均>

H19(開始前)	H25	H26	H27
18.5%	24.1%	24.9%	26.2%

# (1) 徴収事務の共同処理 ②

徴収事務を共同処理する組織数 43 (一部事務組合21、広域連合5、任意組織※1)17) 平成28年7月現在

構成	市町村のみで構成	道府県と市町村で構成	
業務	徴収業務(滞納整理の実施、職員に対する研修など)		課税に関する業務 (申告の受付など)
	個人住民税(個人道府県民税を含む)、固定資産税など市町村税(※2)	道府県税	
類型	<p>23組織 (広域連合2、一部事務組合21)</p> <p>○ 個人住民税を中心として市町村税の滞納案件を移管し、滞納処分まで移管先の組織において実施。</p> <p>茨城租税債権管理機構 愛媛地方税滞納整理機構 など</p>	<p>18組織 (広域連合1、任意組織17)</p> <p>○ 市町村税の滞納案件のみ移管する組織と道府県税まで移管する組織がある。</p> <p>○ 任意組織では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市職員を相互併任し、</li> <li>・ 滞納処分まで行う場合には、移管元の長の名において実施。</li> </ul> <p>※任意組織で滞納処分まで行う組織(16) 大阪府域地方税徴収機構 など</p>	
		<p>2組織 (広域連合2)</p> <p>○ 徴収業務のほか、課税業務の一部(※3)、電算システムの整備。</p> <p>京都地方税機構(法人関係税申告書等受付・税額算定、自動車関係税申告書等データ化) 静岡地方税滞納整理機構(軽自動車税の申告書の受付)</p>	

※1 「任意組織」とは、広域連合・一部事務組合以外で、組織名を掲げ、各地方団体の職員間で併任等を発令して共同で滞納整理に取り組む組織をいう。

※2 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険料等に係る滞納事案について、共同徴収の対象としている組織もある。

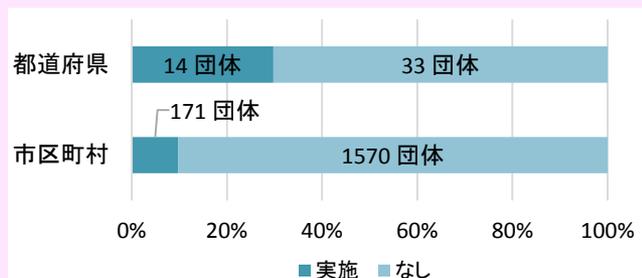
※3 地方税法及び関係法令に基づき算定された税額であるかどうかを点検、確認するものであり、税額の決定は課税主体である地方団体が実施。

## (2) 徴収率（現年分）の向上のための取組

### 納付の態<sup>しょうよう</sup>憑（コールセンター）

滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務を民間事業者<sup>しんげん</sup>に委託。

#### ○導入団体



#### <A市（中核市）の事例>

予算規模 11,553千円（平成28年度予算）

人員 主任1名 電話オペレーター4名

業務時間 平日午前9時～午後5時

※納期限前5日間その他に月に数日程度は、  
夜間（午後5時～午後8時）及び休日も実施。

実績 電話件数23,754件（平成27年度）

効果 導入前は、納税課職員約20人で電話催告等を実施。導入後、徴収率（現年分）が向上するとともに、職員は財産調査や差押えに専念することが可能となった。

	導入前（H20）	H27
徴収率（現年分）	98.2%	99.2%

### 個人住民税における特別徴収の一斉指定

個人住民税の特別徴収義務者を一斉に指定する取組。都道府県と域内市町村の連携も進んでおり、平成28年度までに27都道府県が一斉指定を実施。

#### ○具体的な取組

##### ①特別徴収制度の普及・啓発等（県が主導）

- ・チラシ・ポスターの配布、メディアへの啓蒙、関係団体への働きかけ
- ・近隣の複数県で一体的に普及・啓発を実施

など

##### ②特別徴収義務者の指定（市町村）

- ・一定の要件を満たす事業所への通知書 送付
- ・特別徴収を実施していることを競争入札の参加資格とする

など

#### <B県の事例>

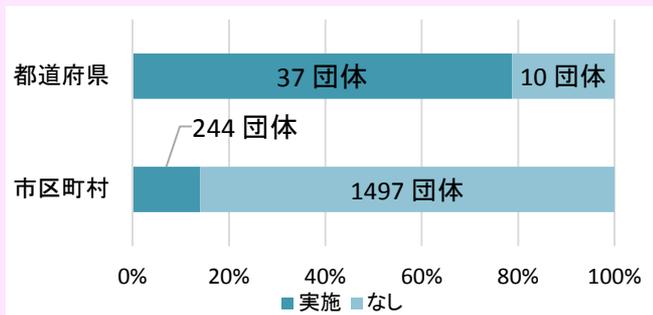
	導入前（H22）	H27
個人県民税の徴収率（現年分）	97.1%	98.3%
給与所得者のうち特別徴収の割合	69.4%	84.3%

### (3) 効率的・効果的な滞納整理の手法

#### 差押え(タイヤロック)

滞納者が所有する普通自動車・軽自動車・二輪車などに対する差押え措置。

##### ○導入団体



##### ○効果

自動車の差押え件数の増加。ロック装着後、数日以内に納付及び納付約束することが多く、滞納者の自主的納付を促すことが可能となる。

- ・ 自動車の差押え件数の増加

##### <C県の事例>

自動車差押件数 導入前(H18) 54件 → H27 398件  
(うちタイヤロック116件)

##### ○課題

- ・ 立体駐車場、狭いスペース及び大きいタイヤは不向き。
- ・ 単価が高く個数の確保が難しい。

→ ミラーズロックを導入する団体もある。

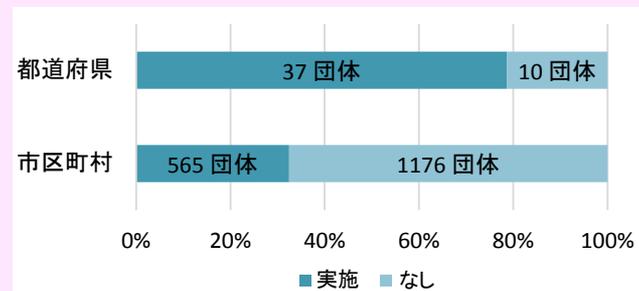
##### ミラーズロック



#### 換価(インターネット公売)

民間事業者のインターネットオークションを活用した公売。

##### ○導入団体



##### ○効果

公売事務が簡素であり、動産の差押えや公売が増加。全国から入札が可能であり、落札の可能性が高まるとともに、落札価格が高額になる場合もある。

- ・ 動産の差押えや公売が増加

##### <D県の事例>

動産の差押件数 導入前(H16) 1件 → H27 472件  
H27公売件数306件(うちインターネット公売 125件)

- ・ 高額な落札価格

事例①(自動車) 開始価格 9.8万円 → 落札価格 80.1万円

事例②(花瓶) 開始価格 0.3万円 → 落札価格 9.8万円

##### ○課題

落札者への対応(例えば、落札者が遠方の場合の送料負担など)

## (4) 収納手段の多様化

- 個人向けを中心に、地方税の収納手段は多様化し、各収納手段の利用が増加。
- 法人にとってニーズの高い電子納税を今後さらに推進する必要。

### ○都道府県分

		平成24年度	平成27年度
個人の 利用が 中心	口座振替	47団体 714万件	47団体 782万件
	コンビニ収納	47団体 1,636万件	47団体 2,024万件
	クレジットカード 納付	16団体 24万件	30団体 107万件
法人の 利用が 中心	電子納税 (ペイジー) eLTAX 非連動型	19団体 597万件	20団体 798万件
	eLTAX 連動型	7団体 1万件	12団体 2万件

### ○市区町村分

		平成24年度	平成27年度
		1,732団体 1億1,913万件	1,734団体 1億3,143万件
		829団体 4,842万件	1,072団体 7,164万件
		51団体 6万件	124団体 24万件
		37団体 106万件	59団体 300万件
		6団体 0.3万件	10団体 1万件

(備考)総務省調べ。一部の税目でのみ取り扱っているものも、「導入団体」として計上。

# 地方税の滞納額の推移

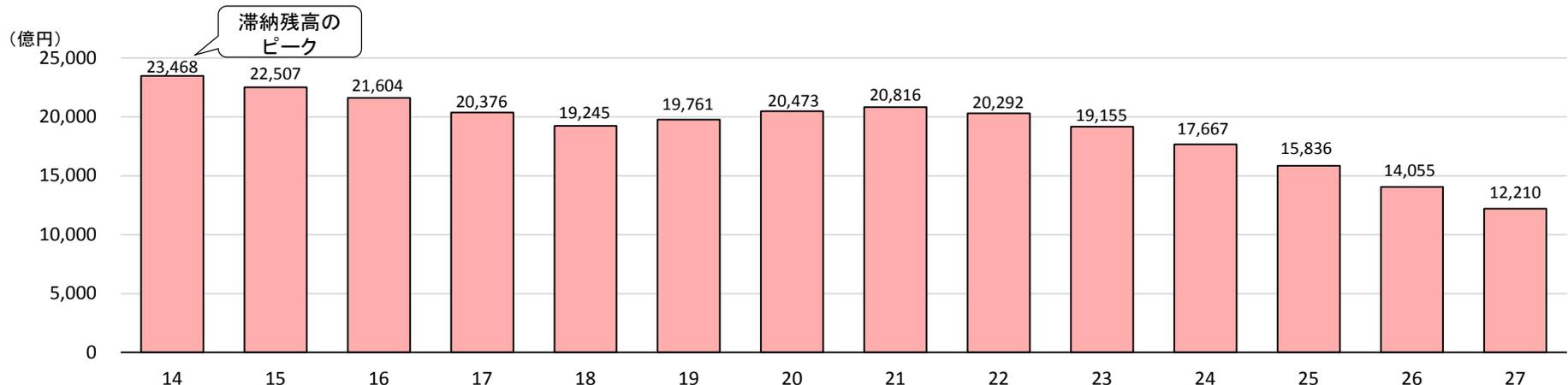
## ○ 滞納額・徴収率の推移(過去5年)

(単位:億円)

年度	現年分				滞納繰越分			
	調定額累計 (a)	収入額累計 (b)	滞納額 (a)-(b)	徴収率 (b)/(a)	調定額累計 (c)	収入額累計 (d)	滞納額 (c)-(d)	徴収率 (d)/(c)
平成23年度	316,717	311,976	4,741	98.5%	18,648	4,235	14,414	22.7%
平成24年度	319,254	314,952	4,303	98.7%	17,509	4,145	13,364	23.7%
平成25年度	327,134	323,226	3,908	98.8%	15,949	4,020	11,928	25.2%
平成26年度	336,699	333,091	3,609	98.9%	14,146	3,700	10,446	26.2%
平成27年度	340,855	337,731	3,123	99.1%	12,599	3,513	9,087	27.9%

- (注)1 超過課税分及び法定外税を含み、地方消費税を除いている。  
 2 市町村税には、東京都が特別区内において都税として徴収している市町村税相当分を含んでいる。  
 3 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

## ○ 滞納残高の推移



- (注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。  
 2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

# ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	その他
H16	● 法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始					● 地方税関係書類のスキヤナ保存制度の創設(取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能とする)(H17) ● 自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始(H17)
H19	● 事業所税の申告開始 ● 法人設立届等の提出開始	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始				
H21			● 公的年金の特別徴収データの連携開始			
H22				● 所得税確定申告書の連携開始		
H25		● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始		
H28		● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化	● スキヤナ保存制度の対象拡大・要件の見直し(3万円以上の領収書等を対象に追加等)(H27)
H29				● 源泉徴収義務者情報の連携開始		

# 個人住民税等におけるマイナンバー利用のイメージ

## ① マイナンバーを用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項にマイナンバーを追加
- 国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知にマイナンバーを追加
- マイナンバーを用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

## ② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

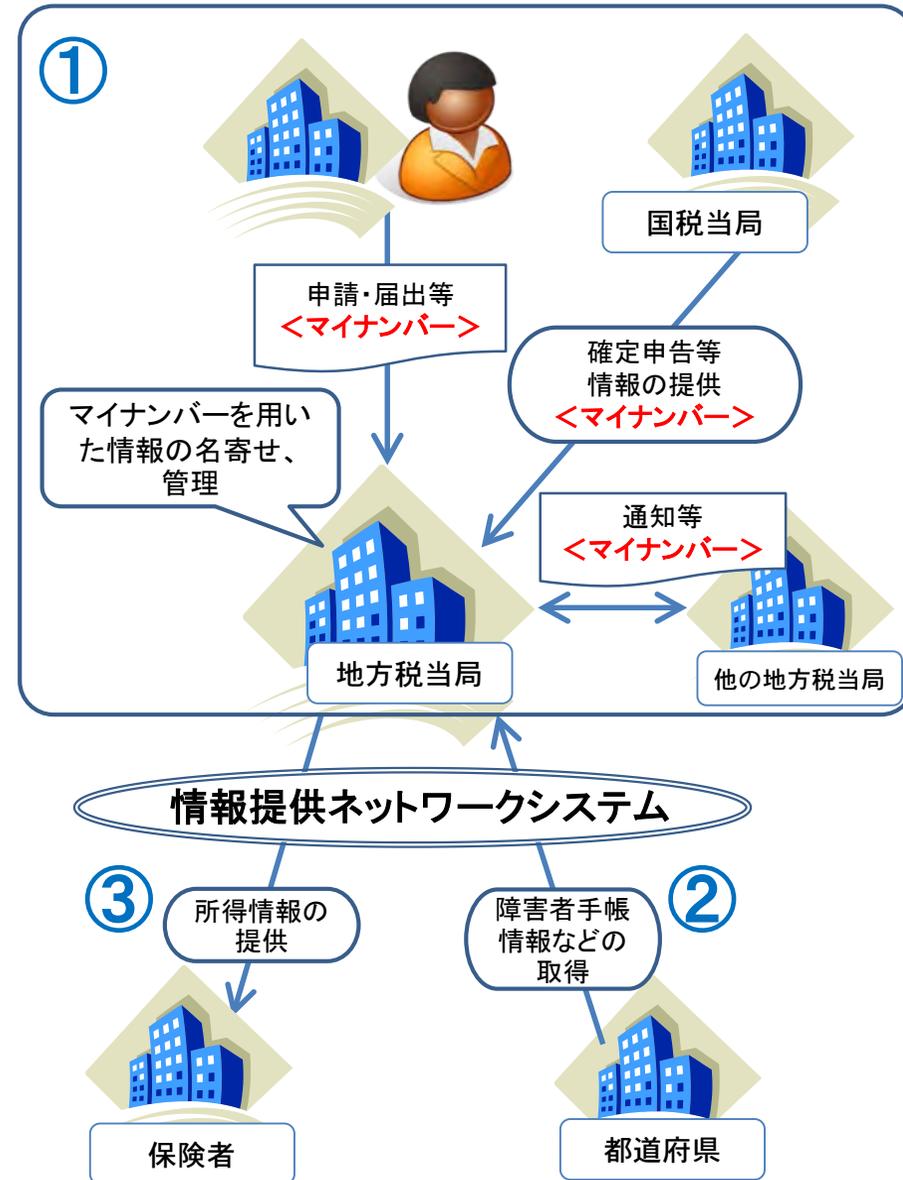
▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

## ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

▶ 国民の手続負担の軽減

※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施



# 個人住民税で社会保障・税番号制度を利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。

